

都内に勤務する男性従業員の皆様へ

◇本アンケート調査について◇

この調査は、今後、当社の男性従業員の育児(以下参照)を推進していくために、男性従業員の皆様の認識や要望を伺うために実施するものです。ぜひご協力ください。

「育児」とは

東京都は、育児休業を取得しやすい社会の雰囲気づくりのため、育休の「休む」というイメージを一新する愛称を募集し、多数のご応募の中から選ばれた愛称「育児」を決定いたしました。

< すべての方にお伺いします。 >

I 「育児・介護休業法」について

問1 あなたは、令和4年4月1日以降、改正育児・介護休業法において①～⑤の新たな措置が設置されたことを知っていましたか。【いずれかに○】

育児休業は、育児・介護休業法で取得が認められており、配偶者が育児休業中でも、育児休業を取得することが可能です。原則、子どもが1歳になるまで、子ども1人につき2回まで分割して取得できます。令和3年には、男性の育児休業を取得しやすくするために、育児・介護休業法が改正されました。

【改正の概要】

- ① **「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設**されました。
 - ・育児休業とは別に子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
 - ・2回に分割しての取得も可能（分割取得は、はじめにまとめて申し出が必要）
 - ・休業中の一部に仕事をする 것도可能（労使協定と個別合意がある場合）
- ② **育児休業を取得しやすい雇用環境の整備**（相談窓口の設置など）や、妊娠・出産を申し出た労働者に対して**育児休業・産後パパ育休制度等の周知**や、**休業取得の意向確認が事業主に義務付け**られました。
- ③ **育児休業を、分割して2回取得することが可能**となりました。
- ④ **派遣社員や契約社員などの有期雇用労働者も育児休業を取得可能**になりました。（有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和）
 - 育児休業取得の申出の時点で次の要件を満たす労働者が取得可能
 - ・子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと
- ⑤ 従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を年1回公表することが事業主に義務付け**られました。

- | | | |
|----------------------------|----------|-----------|
| ① 「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設 | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| ② 雇用環境整備、個別に周知・意向確認の措置の義務化 | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| ③ 育児休業の分割所得（2回まで） | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| ④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
| ⑤ 育児休業等の取得状況の公表の義務付け | 1. 知っていた | 2. 知らなかった |

4. 職場での自分に対する評価が下がった
5. 経済的に困った
6. その他 ()
7. 特にない

問2-6 育児休業・産後パパ育休からの復職のために、どのようなサポート体制が必要だと思いますか。【〇はいくつでも】

1. 復職のための職場研修の実施
2. 休業中の業務に関する情報提供
3. 休業中に自宅でできる教育・訓練
4. 休業者同士や職場の上司と情報交換できるシステム
5. 休業中の賃金補償（育休の有給化等）
6. 短時間勤務制度や始業時間・終業時間の繰上げ・繰下げ等の両立支援制度の情報提供
7. 相談窓口の整備
8. その他 ()
9. 特にない

< 問2で育児休業・産後パパ育休の「2. 対象者であったが取得しなかった」と回答された方のみお答えください。 >

問3 育児休業・産後パパ育休を取得しなかった理由について、あてはまるものをすべてお答えください。【〇はいくつでも】

1. 休む必要がなかった（配偶者が育児休業を取得した、保育園に入れた等）
2. 仕事の都合がつかなかった（仕事が中断できない、職場に迷惑をかけたくない等）
3. キャリア形成において不利になるため
4. 休業中の賃金補償が不十分なため
5. 有給休暇など、他の休暇で対応できたため
6. 育児休業がとれることを知らなかったため
7. 育児や家事ができない又は育児や家事に不安があったため
8. 相談する人（上司・同僚等）がいなかったため
9. その他 ()
10. 特にない

< すべての方にお伺いします。 >

問4 同僚が育児休業・産後パパ育休を取得することについてどのように考えますか。またその理由は何ですか。

1. 積極的に取得したほうがよい 2. できれば取得したほうがよい	3. できれば取得しないでほしい 4. 取得しないでほしい
↓	↓
ア. 自分も取得する予定・取得したから イ. 必要なことだから ウ. その他 ()	エ. 業務のしわ寄せがくるから オ. 不公平だと思うから カ. その他 ()

問5 男性従業員が育児休業・産後パパ育休を取得するにあたり、どのようなことを改善すれば良いと

(中抜け：就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指す)

- 12. 不妊治療等のための休暇・休業制度
- 13. その他 ()
- 14. 特にない

問8 育児休業の取得や育児支援制度の利用を推進するために、自社で実施してほしいことはどれですか。【〇はいくつでも】

- 1. 社内制度の周知
- 2. 上司等からの対象者への制度利用希望の聴取や積極的な働きかけ
- 3. 社内研修等による制度利用に対する職場の理解の促進
- 4. 社内研修等による上司の理解の促進
- 5. 育児休業の経験者からの体験談や取得事例の紹介
- 6. 代替要員の確保
- 7. 制度利用時の賃金補償
- 8. 育児休業取得者の周囲の同僚への協力補償や評価の向上
- 9. 育児休業取得者へのキャリア形成の不安払拭
- 10. その他 ()
- 11. 特にない

問9 男性の育児休業等を社内で推進するにあたり、要望等があれば記載してください。
(自由記載)

--